

保護者の皆様へ

平成30年度稚内市幼稚園給食費助成金についてのお知らせ

稚内市教育委員会学校給食課

1 制度の概要

本制度は、認定基準を満たす方に対し、給食費の半額相当分を助成することで、お子さまの幼児教育に必要な経費の一部を軽減するものです。

2 助成の対象者について

次の2つを満たしている方が対象となります。

(1) お子さまが5月1日現在、稚内に住んでいること。

※5月2日以降に転入された方は、翌年度以降から対象となります。

(2) 世帯全員の平成30年度市民税の所得割課税額の合計が77,100円以下であること。

(世帯とは、住民票上の世帯のことを指します。)

※生活保護の認定になっている方については、対象外となります。また、年度内に認定が解除になった方につきましては、学校給食センターまでご連絡願います。

※市民税の所得割課税額については平成30年度納税通知書等(裏面を参考にして下さい)で確認できます。

3 申請について

(1) 申請書を、園児が在籍する幼稚園へ提出して下さい。(市民税の課税状況の照会に同意しない方、平成30年1月2日以降に転入された方は添付書類が必要になる場合があります。詳しくは申請書記入例をご覧ください。)

(2) 提出期限は平成30年8月31日です。

(3) 申請書は稚内市のホームページからダウンロードできるほか、幼稚園または給食センターにありますのでお問合せ下さい。

4 助成金交付のながれ

(1) 申請者が認定基準を満たしているか審査が行われます。

(2) 審査結果に基づき、認定通知、又は却下通知が送付されます。

(3) 認定になった方には、幼稚園を通して助成金が交付されます。交付時期については各幼稚園にお問い合わせください。

5 その他

何か不明な点がありましたら、稚内市学校給食センターまでお問い合わせ下さい。

稚内市学校給食センター

(稚内市教育委員会学校給食課学校給食グループ)

電話：0162-33-6513 fax：0162-33-6514

メールアドレス：kyusyoku@city.wakkanai.lg.jp

(認定基準確認の注意点)

「市・道民税（住民税）」とは、「市民税」と「道民税」を合せたものです。さらにそれぞれが「所得割額」と「均等割額」で決められています。下図の例のように「市・道民税」が77,100円を超えていても、「市民税」の「所得割額」だけでみると77,100円以下となる場合があります。このような場合は助成の対象となりますのでご注意ください。

例：市・道民税の金額が「98,500円」の場合

	市民税	道民税
所得割額	55,000	38,500
均等割額	3,500	1,500

(この部分のみが審査の対象となります。)

(所得割課税額の確認方法について)

平成30年度 給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		給与から市民税が引かれている方
	給与所得		
	その他の所得計		
	総所得金額①		

所得控除	雑損医療費	障害・寡・勤	
	社会保険料	配偶者特別	
	小規模企業共済	扶養	
	生命保険料	基礎	
	地震保険料	所得控除合計②	

市民税	税額控除前所得割額①	
	税額控除額③	
	所得割額④	
	均等割額⑤	
道民税	税額控除前所得割額①	
	税額控除額③	
	所得割額④	
	均等割額⑤	
	特別徴収税額⑥	
	控除不足額⑦	

この部分の金額を参照します

変更前税額⑧	
増減額(⑧-⑨)	
変更	月

平成30年度 市民税・道民税 決定の明細②

区分	課税標準額	税率	市民税額	道民税額
総所得金額				
山林				
分離課税の所得の内訳	短期譲渡	一般分		
		軽減資産分		
	長期譲渡	一般分		
		特定資産分		
		軽減資産分		
	株式の譲渡	未公開分		
		上場分		
上場株式等の配当				
先物取引				
算出所得割額合計				
調整控除額				
税額控除額				
住宅借入金等特別控除額				
寄附金税額控除額				
外国税額控除額				
配当割額控除額等				
所得割額①				
均等割額②				

市民税を納付書又は口座振替で納めている方
(納税通知書4ページ目)

この部分の金額を参照します

①より控除することができなかった配当割額及び株式等譲渡所得割額A	
年税額③(①+②)	
Aに係る充当額④	
給与特別徴収税額⑤	
年金特別徴収税額⑥	
普通徴収税額⑦=④-⑤-⑥	

*住宅借入金等特別控除額=住宅借入金等特別控除額
*配当割額控除額等=配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額